



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則	
○ 児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則（障害保健福祉課）	1
告 示	
○ 歳入の徴収の事務の委託（総務私学課）	3
○ 特定計量器の定期検査（県民生活課）	4
○ 歳入の収納の事務の委託（水産課）	5
○ 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）	5
○ 都市計画の変更（都市計画・モノレール課）	6
公 告	
○ 指定代理納付者の指定（税務課）	6
○ 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）	6
○ 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請（県民生活課）	6
○ 知事が施行者になった都市計画事業の変更についての周知・3件（都市計画・モノレール課）	7
○ 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	8
○ 開発行為に関する工事の完了・2件（中部土木事務所）	8
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（教育庁教育支援課）	8
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（教育庁教育支援課）	10
公安委員会事項	
○ 警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定の実施	11
正 誤	
○ 平成25年 5月14日付け公報定期第4149号中訂正	13
○ 平成25年 5月17日付け公報定期第4150号中訂正	13

規 則

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県規則第68号

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則の一部を改正する規則

児童福祉法に基づく費用の徴収に関する規則（昭和53年沖縄県規則第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号の」を「別表第1に掲げる」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「別表第3」を「別表第2」に改める。

別表第1中「知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、」を削り、「情緒障害児短期治療施設通所部及び法第33条の6第1項に規定する住居」の次に「（以下「自立援助ホーム」という。）」を加え、同表備考1中「、同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項」を「並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項」に、「なお」を「この場合において」に改め、同表備考2中「及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）」を

「、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）、平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」及び平成24年6月25日障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額額の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」に改め、同表備考2の(1)中「、第2項第1号」を「（同条第2項第1号に、「限る。）」、「」を「限る。）に規定する寄附金に限る。）」に改め、同表備考2の(2)中「第41条の3の2第4項及び第5項」を「第41条の3の2第1項、第2項、第4項及び第5項、第41条の19の2第1項」に改め、同表備考3中「、肢体不自由児療護施設」及び「、知的障害児施設、自閉症児施設、盲児施設、ろうあ児施設」を削り、「肢体不自由児施設入所部、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設」を「障害児入所施設、指定医療機関（入所に限る。）」に改め、同表備考4を削り、同表備考5の(1)中「いない世帯」の次に「（自立援助ホームの入所児童は、単身世帯とみなす。）」を加え、同表備考5の(3)中「児童福祉法第24条の2」を「法第21条の5の3の規定により障害児通所支援を受ける児童、法第24条の2の規定」に、「障害児施設」を「障害児入所施設」に、「障害者自立支援法（平成17年法律第123号）」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）」に、「障害者自立支援法第5条第5項、第6項」を「同法第5条第6項、第7項」に、「第15項の」を「第15項に規定する」に、「定める特別児童扶養手当等」を「定める特別児童扶養手当」に改め、同表備考5の(4)中「都道府県」を「知事」に改め、同表備考5を同表備考4とし、同表備考6中「（4の適用後の基準額を含む。）」及び「、平成18年10月1日以降において」を削り、「児童福祉法第24条の2」を「法第21条の5の2の障害児通所給付費又は法第24条の2」に、「障害児施設給付費」を「障害児入所給付費」に改め、「又は同一世帯の児童が障害者自立支援法第5条第7項の児童デイサービスを利用している場合」及び「、「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知。以下「1218002号通知」という。）の別表4—1障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）に定める知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設及び肢体不自由児施設通園部」を削り、「なお」を「この場合において」に、「に定める障害児施設に入所している」を「の障害児入所給付費を支給されている」に、「障害者自立支援法附則第1条第2号に定める日前の児童福祉法に基づく1218002号通知」を「「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について（平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知）」等」に、「児童福祉法第24条の20」を「法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は法第24条の20」に、「障害児施設医療」を「障害児入所医療」に改め、同表備考6を同表備考5とし、同表備考7中「及び」の次に「児童養護施設又は」を加え、「または」を「又は」に改め、同表備考7を同表備考6とし、同表備考8を同表備考7とし、同表備考9中「なお」を「この場合において」に改め、同表備考9を同表備考8とする。

別表第2を削る。

別表第3中「1・2歳未満児」を「1歳児、2歳児」に改め、「入所児童（者）処遇特別加算費」の次に「、第三者評価受審費加算費、賃借費加算費」を加え、同表備考1中「知的障害児施設、盲児施設、ろうあ児施設」を「福祉型障害児入所施設」に改め、「、知的障害児通園施設、第二種自閉症児施設」を削り、「母子生活支援施設」の次に「、自立援助ホーム」を加え、同表備考2中「肢体不自由児施設、肢体不自由児を入所させる指定医療機関、重症心身障害児施設」を「医療型障害児入所施設、指定医療機関（入所に限る。）」に改め、別表第3を別表第2とする。

第1号様式中

- 「（注）1 助産施設の場合の負担金は、入所した日から退所した日までの期間に係る金額です。
 2 この負担金は、追って送付する納入通知書により最寄りの金融機関に納めてください。
 3 この決定について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求ができます。」

を

「（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この決定又は審査請求に対する裁決（以下「決定等」という。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定等があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定等の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注）1 助産施設の場合の負担金は、入所した日から退所した日までの期間に係る金額です。

- 2 この負担金は、追って送付する納入通知書により最寄りの金融機関に納めてください。」

に改める。

第3号様式中

「（注）1 助産施設の場合は、1及び2の月額を入所した日から退所した日までの期間に係る金額とします。

- 2 この決定について不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求ができます。」

を

「（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この決定又は審査請求に対する裁決（以下「決定等」という。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定等があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定等の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（注）助産施設の場合は、1及び2の月額を入所した日から退所した日までの期間に係る金額とします。」

に改める。

第4号様式中

「（注）これについて不服があるときは、この不承認通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に沖縄県知事に対して審査請求ができます。」

を

「（教示）

- 1 この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、沖縄県知事に対して審査請求をすることができます（この決定があったことを知った日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、当該審査請求をすることができなくなります。）。

- 2 この決定又は審査請求に対する裁決（以下「決定等」という。）があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この決定等があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定等の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。」

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成25年5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 委託した徴収事務 沖縄県公文書館に設置する複写機の賃貸料に係る徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 公益財団法人沖縄県文化振興会
 - (2) 所在地 南風原町字新川148番地の3
- 3 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

沖縄県告示第336号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成25年5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 指定の場所で行う定期検査
 特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
久米島町	平成25年7月3日（水曜日）午後2時から午後5時まで	久米島町役場仲里庁舎
	平成25年7月4日（木曜日）午前9時から午前12時まで	具志川農村環境改善センター
恩納村	平成25年7月10日（水曜日）午前11時から午後3時まで	恩納村総合保健福祉センター
渡嘉敷村	平成25年7月11日（木曜日）午後1時から午後3時まで	渡嘉敷村中央公民館
座間味村	平成25年7月17日（水曜日）午後1時から午後3時まで	座間味コミュニティーセンター
	平成25年7月18日（木曜日）午前9時から午前12時まで	阿嘉島離島振興総合センター
本部町	平成25年7月24日（水曜日）午前11時から午後3時まで	本部町営市場
	平成25年7月25日（木曜日）午前11時から午後3時まで	豊川区公民館
金武町	平成25年8月7日（水曜日）午前11時から午後3時まで	金武町中央公民館
宜野座村	平成25年8月8日（木曜日）午前11時から午後3時まで	宜野座区公民館
伊江村	平成25年8月14日（水曜日）午後1時から午後3時まで	伊江島はにくすにホール
名護市	平成25年8月15日（木曜日）午前11時から午後3時まで	名護市久志支所
	平成25年8月22日（木曜日）午前11時から午後4時まで	名護市民会館
	平成25年8月23日（金曜日）午前11時から午後3時まで	名護市羽地支所
	平成25年8月28日（水曜日）午前11時から午後3時まで	名護市屋部支所
粟国村	平成25年8月29日（木曜日）午後2時から午後4時まで	粟国村離島振興総合センター

注意 検査時間のうち、午後零時から午後1時までの時間については、検査を行わない。

- 2 特定計量器の所在の場所で行う定期検査

特定計量器の種類 非自動はかり、分銅及びおもり

検査地区	検査期日	検査場所
久米島町	平成25年7月3日（水曜日）から同年12月19日（木曜日）まで	特定計量器の取り付けてある土地又は建物その他工作物の所在の場所
恩納村	平成25年7月10日（水曜日）から同年12月19日（木曜日）まで	
渡嘉敷村	平成25年7月11日（木曜日）から同年12月19日（木曜日）まで	
座間味村	平成23年7月17日（水曜日）から同年12月19日（木曜日）まで	
本部町	平成25年7月24日（水曜日）から同年12月19日（木曜日）まで	
金武町	平成25年8月7日（水曜日）から同年12月19日（木曜日）まで	
宜野座村	平成25年8月8日（木曜日）から同年12月19日（木曜日）まで	
伊江村	平成25年8月14日（水曜日）から同年12月19日（木曜日）まで	
名護市	平成25年8月15日（木曜日）から同年12月19日（木曜日）まで	
粟国村	平成25年8月29日（木曜日）から同年12月19日（木曜日）まで	

沖縄県告示第337号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

平成25年5月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 委託した収納事務 沿岸漁業改善資金貸付金に係る滞納元金の収納事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 名称 株式会社沖縄債権回収サービス
 - (2) 所在地 那覇市西1丁目19番7号
- 3 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

沖縄県告示第338号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

平成25年5月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
名護加入区	定置漁業	名護市字喜瀬167番地 比嘉猛也 名護市港二丁目7番10号 比嘉忠雄

沖縄県告示第339号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 都市計画の名称 区域区分（アワセゴルフ場地区）
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 北中城村字島袋、字比嘉、字仲順及び字屋宜原
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び北中城村建設課

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成25年5月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 指定代理納付者の名称及び住所 ヤフー株式会社 東京都港区赤坂九丁目7番1号
- 2 指定代理納付者に代理納付させる歳入の内容 自動車税（インターネットを利用して納付する沖縄県自動車税に限る。）
- 3 指定代理納付者による代理納付の対象となる地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第157条の2第2項で定める証票その他の物
 - (1) M a s t e r C a r d
 - (2) V I S A
 - (3) J C B
 - (4) A m e r i c a n E x p r e s s
 - (5) ダイナース

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年7月16日まで縦覧に供する。

平成25年5月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年5月17日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 N P O 法人消費者市民ネットおきなわ
- 3 代表者の氏名 東條渥子
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市おもろまち3丁目3番1号あっぷるタウン3階
- 5 定款に記載された目的 この法人は、消費者の権利確立のため、消費者に対して各種消費者被害の調査、情報提供、救済活動等を行い、また他の消費者団体・関係諸機関と連携を図ることにより充実した消費者政策の実現を目指し、消費者の人権擁護及び社会教育の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年7月19日まで縦覧に供する。

平成25年5月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成25年 5月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人美ら海振興会
- 3 代表者の氏名 松井諭
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県那覇市天久2丁目14番20号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、広く一般市民に対して、海洋環境の保全及び改善に関する事業、マリンレジャーの安全と対策を確立するための事業、それら事業内容に対する社会の理解を深めるための活動を行い、またそれに伴う沖縄本島と離島の事業所・事業者及び行政との協力体制を確立する運動やダイビング事業者の社会的地位確立を図る運動を行うことにより、沖縄の海洋環境の保護と自然と調和・共存できる社会の実現に寄与することを目的とする。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 9・6・3中城公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 平成9年4月23日から平成30年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 5・5・浦1号浦添大公園
- 2 施行者の名称 沖縄県
- 3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 事業施行期間 昭和47年9月28日から平成30年3月31日まで
- 6 変更の内容 事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定による事業計画の変更の認可を受けたので、同法第66条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年 5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
 - (2) 名称 6・5・那1号奥武山公園
- 2 施行者の名称 沖縄県

3 事務所の所在地 那覇市泉崎1丁目2番2号

4 事業地

(1) 収用の部分 昭和47年建設省告示第1654号、昭和52年建設省告示第225号、昭和62年建設省告示第333号、平成6年建設省告示第1210号、平成8年建設省告示第1396号及び平成13年沖縄総合事務局告示第1号の事業地のうち沖縄県那覇市奥武山町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分 昭和47年建設省告示第1654号、昭和52年建設省告示第225号、昭和62年建設省告示第333号、平成6年建設省告示第1210号、平成8年建設省告示第1396号及び平成13年沖縄総合事務局告示第1号の事業地に沖縄県那覇市奥武山町を加える。

5 事業施行期間 昭和47年9月28日から平成27年3月31日まで

6 変更の内容 事業地の変更及び事業施行期間の延長

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年5月31日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年2月13日 沖縄県指令土第86号

2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字長堂114番1ほか3筆

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字高安927番地10 前里榮吉

5 検査済証番号 平成25年5月21日 第3095号

6 工事完了年月日 平成25年5月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年5月31日

沖縄県中部土木事務所長 神村美州

1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年7月26日 沖縄県指令中土第1293号

2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字小波津13番2

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字小波津34番地の1小波津アパート201号 城間雅己、西原町字小波津34番地の1小波津アパート201号 城間美千代

5 検査済証番号 平成25年3月28日 C第125号

6 工事完了年月日 平成25年2月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成25年5月31日

沖縄県中部土木事務所長 神村美州

1 開発許可年月日及び指令番号 平成24年8月28日 沖縄県指令中土第1548号

2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字呉屋西門117番11

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 浦添市安波茶一丁目57番12号メゾンシルキー302号 城間彩生、浦添市安波茶一丁目57番12号メゾンシルキー302号 城間暁子

5 検査済証番号 平成25年5月10日 C第126号

6 工事完了年月日 平成25年4月29日

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成25年5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 調達する物品等の種類 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れ（設置及び設定業務を含む。以下同じ。）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 営業年数が平成25年5月1日現在において3年以上であること。
 - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
 - (3) 従業員の数が5人以上であること。
 - (4) 電気通信機器類等（電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。）の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
 - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
 - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
 - イ 法人にあつては、登記事項証明書
 - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
 - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
 - カ 電気通信機器類等の賃貸及び販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
 - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書の配布場所、申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711
 - (3) 申請書等の受付期間 平成25年5月31日から同年6月17日まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間は、それぞれの日の午前9時から午後5時までとする。なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 資格審査結果は、郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期限 入札参加資格を付与された日から平成26年6月30日までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。
 - (1) 商号又は名称
 - (2) 住所又は所在地
 - (3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）
 - (4) 使用印鑑
 - (5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
 - (6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等
 - (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
 - (2) 入札参加資格取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成25年5月31日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフト（以下「機器等」という。）の借入れ（設置及び設定業務を含む。以下同じ。） 1式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成25年11月30日（土曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書による。

2 入札に参加するものに必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 平成23年6月7日付け沖縄県公報定期第3957号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れに係る入札参加資格を有すると認められた者

イ 平成24年6月15日付け沖縄県公報定期第4057号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れに係る入札参加資格を有すると認められた者

ウ 平成25年4月30日付け沖縄県公報定期第4146号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れに係る入札参加資格を有すると認められた者

エ 平成25年5月31日付け沖縄県公報定期第4154号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による教育用コンピュータ等及びアプリケーションソフトの借入れに係る入札参加資格を有すると認められた者

- (2) 機器等設置、設定業務及び障害対応業務体制証明書を平成25年6月26日（水曜日）午前12時までに3(2)の場所に提出し、機器等の設置及び設定を円滑に行うことのできることを並びに当該機器等に障害が発生した場合において、本島内にあつては1日以内に、本島外にあつては2日以内に技術者を派遣して対応することができることを証明した者

- (3) 納入しようとする機器等の機能等証明書を平成25年6月26日（水曜日）午前12時までに3(2)の場所に提出し、当該機器等を納入することを証明した者

3 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 平成25年6月10日から同月26日まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで

- (2) 場所 沖縄県教育庁教育支援課 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-866-2711

4 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成25年7月19日（金曜日）午後2時

- (2) 場所 沖縄県庁13階入札室

5 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を4(1)の日時までに沖縄県教育庁総務課（沖縄県庁13階）に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

- (2) 過去2年の間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

6 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
 - (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
 - (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
 - (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
 - (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
 - (6) 入札条件に違反した入札
 - (7) 連合その他不正の行為があった入札
 - (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 7 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 平成25年6月10日から同月26日まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
 - (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 沖縄県教育庁教育支援課
- 8 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 9 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県教育庁教育支援課
 - (2) 所在地 〒900-8571 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 10 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (1) 言語 日本語
 - (2) 通貨 日本国通貨
- 11 その他必要な事項
- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、4(1)の日時に4(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
 - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
ア 期限 平成25年7月18日（木曜日）午後5時
イ 方法 簡易書留郵便により沖縄県教育庁教育支援課に提出すること。
 - (3) 最低制限価格 設定しない。
 - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 12 SUMMARY
- (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY
Lease of computers for education including sets of application software 1 set
 - (2) DELIVERY DUE DATE
Will be specified on our explanatory pamphlet
 - (3) DATE FOR BIDS
2:00 p.m. July 19, 2013
 - (4) POINT OF CONTACT
Educational Support Division, Okinawa Prefectural Board of Education,
1-2-2 Izumizaki, Naha-city, Okinawa 900-8571 Japan
Telephone 098-866-2711

公安委員会事項

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定（以下「検定」という。）を次のとおり実施する。

平成25年5月31日

沖縄県公安委員会

1 検定の種別、級、実施期日、場所等

種 別	級	定員	実 施 期 日	場 所
雑踏警備業務	1級	10人	平成25年9月2日（月曜日） 午前10時から午後6時まで	那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部8階講堂
	2級	10人		

2 検定の方法 学科試験及び実技試験により行うものとする。検定においては、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

3 試験科目

(1) 1級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (5) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (4) 雑踏警備業務の管理に関すること。
- (7) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 2級の検定に係る科目

ア 学科試験科目

- (7) 警備業務に関する基本的な事項
- (4) 法令に関すること。
- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (5) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験科目

- (7) 雑踏の整理に関すること。
- (4) 人の雑踏する場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

4 受検資格

(1) 1級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの

ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であるもの

イ 公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 2級の検定の受検資格 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員

5 受検申請手続

(1) 受付期間 1級及び2級の検定の受付期間及び受付時間は、平成25年6月3日（月曜日）から同月7日（金曜日）までのそれぞれの日の午前9時30分から午後6時までとする。ただし、定員に達した場合は、申請の受付期間内であっても受付を締め切ることがある。

(2) 申請に必要な書類

ア 検定申請書 1通

イ 添付書類

- (7) 沖縄県内に住所地を有する者又は沖縄県内の営業所に属する警備員であることを疎明する書面

- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの） 2葉
- (ウ) 1級の検定を受検しようとする者にあつては、4(1)のア又はイに掲げる者に該当することを疎明する書面

(3) 提出先

ア 沖縄県内に住所地を有する者 申請者の住所地を管轄する警察署又はその者が属する沖縄県内の営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課（係）

イ 沖縄県外に居住する者 申請者が属する沖縄県内の営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

- (4) 申請の際には、(2)に掲げる申請に必要な書類を持参の上、(3)の提出先に申請者本人が提出すること。郵送による申請及び本人以外の者が行う申請は受け付けない。

- (5) 検定手数料 手数料13,000円は、沖縄県証紙により、検定申請書提出時に納付すること。既納の手数料は、還付しない。

6 その他

- (1) 検定当日は、午前9時30分から午前9時50分までに沖縄県警察本部8階の受付で、検定手続を終えること。
- (2) 検定当日は、受検票及び筆記用具を持参すること。なお、受検票は、受検申請受付時に申請者に交付する。
- (3) 検定当日は、沖縄県警察本部への自家用車の乗入れを禁止する。
- (4) 検定についての問合せ先 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課 電話番号(098)862-0110(内線3054、3055)又は沖縄県内の最寄りの警察署の生活安全課(係)

正 誤

平成25年5月14日付け公報定期第4149号掲載の「土地改良区の定款の変更の認可（沖縄県告示第304号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	上から11	平成25年5月14日	平成25年4月30日

平成25年5月17日付け公報定期第4150号掲載の「道路の区域の変更（沖縄県告示第315号）」中次のとおり誤り。

5ページ

誤

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	浦添市仲間二丁目841番7から 浦添市仲間二丁目839番1まで	20.0m ~ 33.5m	98.0m

正

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号</p>
---	---